

2022  
02  
February



# CLIENT

No.356



## 税務トピックス

- ・ふるさと納税の申告手続

P1

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・贈与税の申告について

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・老後資金の形成について - iDeCo

P5

P2

弊法人からの連絡事項

- ・事業復活支援金

弊法人からの連絡事項

- ・雇用調整助成金の特例措置延長について

P6

P3

労務トピックス

- ・2022年（令和4年）からの健康保険に関する改正

医療トピックス

- ・歯科のキャンセル率とキャンセル対応

P4

P7



**令和3年分の確定申告からふるさと納税(寄附金控除)の申告手続が簡素化されます**

所得税や住民税の控除を受ける為には、

- ・確定申告
- ・ワンストップ特例制度

のどちらかの手続をする必要がありますが、このうち**確定申告についての手続が簡素化**されます。

これまでは各自治体が発行する「寄附金受領証明書」の添付が寄付ごとに必要でしたが、「寄附金控除に関する証明書」の1枚のみの添付で済むようになります。(複数のポータルサイトをご利用の場合にはサイトごとに証明書が必要です) ※今まで通りの「寄附金受領証明書」での申告も可能です。

**国税庁長官が指定した特定事業者一覧(令和3年11月12日現在)**

寄附ごとの「寄附金受領証明書」に代えて、特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することができることとなりました。

表示番号	ポータルサイト名	特定事業者	法人番号
FN	ふるなび	株式会社アイモバイル	4011001059087
SF	さとふる	株式会社さとふる	9010401112780
RA	楽天ふるさと納税	楽天グループ株式会社	9010701020592
FC	ふるさとチョイス	株式会社トラストバンク	8011001073076
TK	ふるさとパレット	東急株式会社	7011001016291
FP	ふるさとプレミアム	株式会社ユニメディア	6010001082956
PL	ふるさとぶらす	株式会社エスツー	2370001014200
CS	セゾンのふるさと納税	株式会社クレディセゾン	2013301002884
AN	ANAのふるさと納税	全日本空輸株式会社	1010401099027
FH	ふるさと本舗	株式会社ふるさと本舗	5011001120491
MI	三越伊勢丹ふるさと納税	株式会社三越伊勢丹	4011101059648
JL	JALふるさと納税	株式会社JALUX	6010701004711
AU	au PAY ふるさと納税	KDDI株式会社	9011101031552
AF	ふるラボ	朝日放送テレビ株式会社	8120001204927

※ 指定順に掲載

**寄附金控除に関する証明書の発行方法**

特定事業者は、寄附金控除に関する証明書について、運営するポータルサイトから電子データで提供するほか、郵送などの方法で発行しています。

証明書の発行方法は、ご利用の各ポータルサイトのホームページにてご確認ください。

**弊法人でのお取り扱い**

- ・これまで通り各自治体発行の「寄附金受領証明書」(原本)
- ・上記サイトをご利用の場合は「寄附金控除に関する証明書」(データ)

1月下旬頃～2月より発行が可能となるようです。メール添付等にてお送りください。両方のご提出をお願い致します。

## Question

iDeCo(イデコ)やつみたてNISA(ニーサ)を始める友人が周りに増えてきました。確かに耳にするとも増えてきましたが、基本的な制度概要から知りたいです。

## Answer

過去にメディアでも大きく取り上げられた老後2000万円問題。以降、老後資産の形成にと証券口座の開設件数が急増しました。その資産形成の方法の一つとして、iDeCoやつみたてNISAがありますが、今回はiDeCoの概要と税制上のメリットについて記載します。

※つみたてNISAについては4月号にて記載予定です。

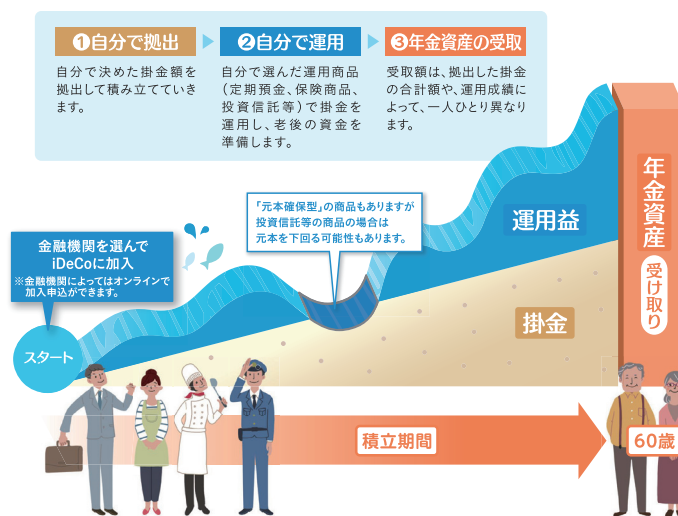
### iDeCoとは…自分が拠出した掛金を、自分で運用し、資産を形成する年金制度

#### ①概要

iDeCo(個人型確定拠出年金)とは、公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金制度の1つです。加入する際は、iDeCoを取り扱っている金融機関で加入手続きをします。

#### ②特徴

加入の申込、掛金の拠出、掛金の運用方法選択の全てをご自身で行い、将来の年金額は、その運用成績等により決まります。尚、掛金は原則60歳まで引き出せません。一見、活用するハードルが高いですが、後述の税制上のメリットが大きく、長期の資産形成に向いている制度となります。



出典：厚生労働省「自分で育てる、自分の年金 iDeCo」

### 税制上のメリット…通常の金融資産の運用と異なり、税制優遇措置が講じられています

#### ①掛金が全額所得控除となります

掛金が毎月2万円で、所得税(20%)、住民税(10%)の税率の場合、年間72,000円、税が軽減されます。

#### ②運用益非課税で再投資されます

通常、金融商品の運用益には、税金(20.315%)がかかりますが、iDeCoなら非課税で再投資されます。

#### ③受け取る時も大きな控除があります

年金で受け取る場合には、「公的年金等控除」、一時金で受け取る場合は、「退職所得控除」が設けられています。

60歳まで原則引き出しができないという制限がありますが、通常の資産運用では享受できない税制上の優遇措置があるiDeCo。まずは、月額1万円等支障のない範囲で将来に向けて活用してみたいかがでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の影響による、雇用調整助成金の助成率と上限額を引き上げる特例措置について、適用期限が**令和4年3月31日まで延長**されることになりました。一方で、上限額の引き上げは段階的に縮小されます。

特例措置の内容について

判定基礎期間の初日		令和3年	令和4年	
		5月～12月	1月・2月	3月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	

←上限引き下げ

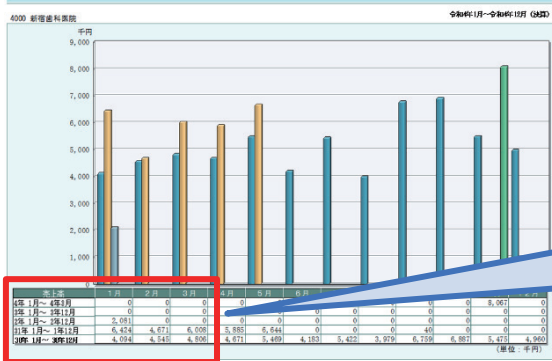
←変わらず

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

■ 現行の特例措置を一部維持

上記の通り、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域で時短営業に協力した場合の「**地域特例**」、直近3か月の売上平均が以前と比べ30%以上減少した場合の「**業況特例**」については、現行の内容が維持されます。ただし、医院・クリニックは「地域特例」対象外です。「業況特例」は令和4年1月以降、**直近3年間**の同期間の売上平均を確認します。

売上高五期比較グラフ



弊法人よりお送りしている試算表の「売上高五期比較グラフ(7枚目)」の該当箇所より、各年3ヵ月分の売上を集計し、減少率を確認することができます。

売上高	1月	2月	3月
4年 1月～ 4年3月	1,000	1,000	1,000
3年 1月～ 3年12月	1,200	1,200	1,200
2年 1月～ 2年12月	1,500	1,500	1,500
1年 1月～ 1年12月	2,000	2,000	2,000

■ 不正受給の対応を強化

厚生労働省は、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置を適用した令和2年3月から令和3年12月までの累計支給決定額は約5兆462億円であると明らかにしました。追加財源の投入を決めましたが、依然として雇用保険の財政状況は厳しいものと言えます。そのような背景もあり、令和4年1月以降に業況特例として申請する場合は、申請の都度、業績悪化を証明する書類の提出が求められます。雇用保険料についても、今後引上げられることが検討されています。

★**医院・クリニックの営業時間を短縮しながらも、スタッフに固定給を払っていただければ、申請要件を満たす場合があります。**申請をご希望される場合は担当までご相談ください。

歯科の経営に関するテーマでよく聞かれる話の1つがキャンセル率、キャンセル対応です。先生方はキャンセル率がどれくらいか把握されていますでしょうか。

一般的には10%から15%程度の歯科が多いと言われています。キャンセル対策している歯科では5%から3%程度に落とすことを目標としているケースが多いようです。レセコンや予約ツールの多くはキャンセル状況を管理できる機能があるので、漠然としか把握していない先生は一度、確認するべきだと思います。

### 歯科のキャンセル率

キャンセル率を把握されている先生は、それがどの程度の売上機会損失になっているのか計算されているでしょうか。月の平均レセプト点数1200点、平均来院回数2回弱と仮定し計算すると下記のとおりです。単純な計算結果ですが、ご自身の月レセプト枚数、キャンセル率、平均点数を用いて計算してみてください。思ったよりも損失が大きいことに驚くのではないのでしょうか。

<例：キャンセル率毎の売上機会損失（月のレセプト枚数を300枚と仮定した場合）>

キャンセル率	15%	10%	5%
キャンセル数(※)	300枚 × 15% = 45枚	300枚 × 10% = 30枚	300枚 × 5% = 15枚
キャンセル点数	45枚 × 550点 = 24,750点	30枚 × 550点 = 16,500点	15枚 × 550点 = 8,250点
キャンセル金額(月)	247,500円	165,000円	82,500円
キャンセル金額(年)	2,970,000円	1,980,000円	990,000円

キャンセル率を15%から5%に下げることができると、年間で200万円もの売上機会損失を防ぐことができます。

### 歯科のキャンセル対応

#### 1. 初回のカウンセリング等で予約のポリシーや意義を伝える

無断キャンセルが多い場合には、初回のカウンセリングで無断キャンセルに対するポリシーを伝える必要があります。口頭だけではなく、資料を使って説明することがポイントです。

次回治療やメンテナンスが「どうして必要なのか」を先生より身近に感じる人が多い担当衛生士、いつも声掛けしている受付スタッフから伝えるようにしている歯科もあります。

#### 2. 事前の予約確認

数か月後の予約になるメンテナンス予約になると忘れていたという理由が多いことも事実です。この時大切なのは、「患者様のために事前連絡をしてる」という姿勢です。電話連絡は迷惑に思う患者さんも多いので、最近ではWEB予約、診察券システム等の機能を利用してショートメール、Eメール、LINEでの事前確認をしている歯科が増えています。

#### 3. キャンセル時のフォロー

無断キャンセルには「心配でご連絡しました」という内容で電話等にて一言、連絡することが大切です。

コロナの影響で、少々の体調不良でも念のため予約をキャンセルするという姿勢が当たり前になってきましたが、患者様は「連絡しにくい」という気持ちから無断キャンセルを選択するケースも想定されます。無断キャンセル後は再度の予約がしにくいという感情も当然のことで、不愉快に感じてしまうこともある無断キャンセルですが、一度は大丈夫ですかという声掛けを医院・クリニックから発信することは大切だと考えます。

**Question**

贈与税がかからないように、110万円の贈与税基礎控除額以下の100万円を、毎年親から贈与を受けようと考えています。基礎控除以下にする以外に気を付けることはあるでしょうか。

**Answer**

毎年贈与契約を結び、それに基づき毎年贈与が行われ、各年の受贈額が110万円以下の基礎控除額以下である場合には、贈与税がかかりませんので申告は必要ありません。

ただし、毎年100万円ずつ10年間にわたって贈与を受けることが、贈与者との間で契約（約束）されている場合には、契約（約束）をした年に、定期金給付契約に基づく定期金に関する権利（10年間にわたり100万円ずつの給付を受ける契約に係る権利）の贈与を受けたものとして贈与税がかかるため注意が必要です。

その他、**ご親族間で行われた以下のような取引も、贈与税の申告が必要になる可能性があります。**（該当される場合や詳細は担当者までお問い合わせください。）

- ◎自分が保険料を負担していない生命保険金を受領した。（※けがや病気などによるものは除かれます）
- ◎住宅ローンの繰り上げ返済をしてもらった等、債務免除などの利益を受けた
- ◎夫婦の間で居住用の不動産を贈与
- ◎対価を支払わないで、不動産や株券の名義を自分に変更してもらった場合

また、ご親族間で暦年課税の対象となる財産の贈与があった場合に、以下の条件に該当する場合は**贈与税の税率の特例**を受けることができます。

- ①贈与を受けられた方の生年月日が平成13年1月2日以前
- ②直系尊属（父母、祖父母など）からの贈与である
- ③令和3年中に贈与を受けた財産の合計額が410.1万円以上

贈与税（暦年課税）の速算表

基礎控除後の課税価格	特例贈与		一般贈与	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	-	10%	-
300万円以下	-	-	15%	10万円
400万円以下	15%	10万円	20%	25万円
600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円		

特例税率の適用を受けるためには、戸籍謄本等により直系尊属に該当することを証する書面の提出が必要です。

令和3年1月～12月に行われた贈与については**令和4年3月15日が申告と納税期限**です。

出展：日本クレアス税理士法人  
相続サポートセンターWebサイト

令和3年度税制改正大綱で初めて示唆された「相続税、贈与税の一体化」ですが、改正が行われると「生前贈与」が相続税の節税対策として有効的に使えなくなる可能性があります。時期や詳細など確定している情報はほとんどありませんが、情報が発表されましたら本誌でお伝えいたします。

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一つとして、一定の売上減少要件等を満たす事業者  
に最大250万円（個人事業主は50万円）を給付する『事業復活支援金』制度について2021年11月19日  
に閣議決定されました。

2022年になり中小企業庁より概要パンフレットが発表されました。弊法人へのお問い合わせも増えて  
きましたが、申請方法等の具体的な内容は今後の発表待ちとなっております。

月次支援金と同様に登録確認機関による事前確認が必要になるとも言われておりますが、こちらも  
詳細は不明となっております。申請方法など詳細が発表されましたら各医院・クリニックへお知らせ  
いたします。（※本誌面の情報は2022年1月11時点のものです。）

**【給付対象】**

新型コロナウイルス感染症により事業活動に  
影響を受け、一定の売上減少要件等を満たす  
中堅・中小・小規模事業者、個人事業主

**【対象月】**

2021年11月～2022年3月  
5か月間のいずれか1か月

[https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003\\_jigyo\\_fukkatsu.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_jigyo_fukkatsu.pdf)

**【比較になると思われる基準期間】**

2018年11月～2019年3月

2019年11月～2020年3月

2020年11月～2021年3月

※閣議決定発表の段階なので変更の可能性あり

**【支給上限】**

事業規模・売上減少率に応じて以下のとおり  
医療法人など法人は売上規模によって3段階、  
個人医院・クリニックは売上規模による区分なし

売上減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～ 5億円以下	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30～ ▲50%	30万円	60万円	90万円	150万円

個人医院・  
クリニック

医療法人など

出典元：中小企業庁「事業復活支援金」

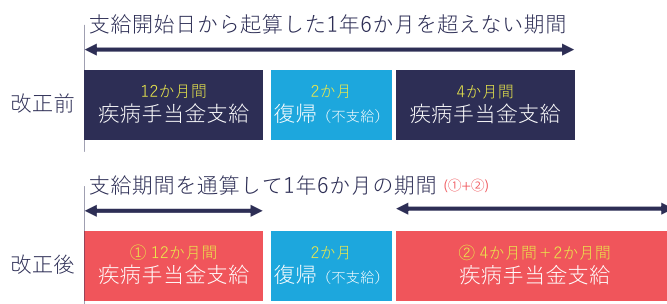
2022年（令和4年）から様々な法律や制度が変わりますが、その中から、特に医院・クリニックと関係が深い健康保険に関する改正についてご案内します。

### 疾病手当金の支給期間の通算化

【改正前】支給を始めた日から起算して1年6か月を超えない期間

【改正後】支給期間を通算して1年6か月の期間まで支給（延長される期限の限度なし）

業務外の事由における病気やケガ、例えば、心の病気やガンなどを原因に傷病手当金の申請をするケースを耳にします。これまでは支給開始日から1年6か月を経過するまでの期間が支給対象となり、途中で復帰し、**不支給となった期間があっても無くて1年6か月の経過をもって支給は終了**していました。



2022年1月以降は、1年6か月のうち、途中で復帰し、不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して通算1年6か月まで支給されます。

### 健康保険の任意継続被保険者の資格喪失事由追加

【改正前】任意継続被保険者を止めることができる理由は、以下の4つのみ

- ①任意継続となって2年経過、②死亡、③滞納、④他の健康保険へ加入

【改正後】今までの4つに「⑤任意脱退」が追加



新規開業前に勤務医で社会保険に加入していた先生、東京都から都外へ診療所を移転した先生などの中には、任意継続を選択後2年経過する前に国民健康保険の保険料負担の方が低くなるタイミングで任意継続の脱退を希望することがあります。

今までは、あえて保険料を滞納しないと資格喪失できなかったのですが、この改正で2022年1月以降は任意脱退できるようになります。

## 日本クレアス税理士法人 医療事業部

### CLIENT 356 号

■発行日：2022年2月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



### ▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階

電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京 / 大阪 / 高崎 / 富山 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社日本クレアス財産サポート

日本クレアス行政書士法人